

ID: 370

担当部署: 上下水道部 水道工務課

処分の概要	工事の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市水道事業給水条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成9年条例第1号		
【根拠条文】 (工事の申込み) 第6条 給水装置の新設工事、増設・改造工事、修繕工事(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)及び撤去工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、水道事業管理者(水道事業管理者の権限を行う市長。以下「管理者」という。)の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 前項の申込みに当たり管理者が必要と認めたときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 371

担当部署: 上下水道部 水道工務課

処分の概要	設計審査及びしゅん工検査		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市水道事業給水条例 第8条第2項		
例 規 番 号	平成9年条例第1号		
【根拠条文】 (工事の施行) 第8条 工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。)(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完了後にしゅん工検査を受けなければならない。 3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、管理者が別に定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	10日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 415

担当部署: 上下水道部 水道工務課

処分の概要	指定工事業者の指定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市指定給水装置工事事業者に関する規程 第5条		
例 規 番 号	平成10年水道事業管理規程第2号		
【根拠条文】 (指定の基準) 第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。 (2) 次に定める機械器具を有する者であること。 ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 破産者で復権を得ないもの イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ウ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの カ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない者 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 378

担当部署: 上下水道部 水道工務課

処分の概要	指定工事業者証の交付及び再交付
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市指定給水装置工事事業者に関する規程 第6条第1項及び第4項
例 規 番 号	平成10年水道事業管理規程第2号
【根拠条文】 (指定工事業者証の交付) 第6条 管理者は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に芦屋市指定給水装置工事事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付する。 2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納するものとする。 3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出するものとする。 4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。 【基準】 根拠条文及び第5条の規定による。 (指定の基準) 第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。 (2) 次に定める機械器具を有する者であること。 ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 破産者で復権を得ないもの イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ウ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの カ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない者	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日